1 配慮書の周知方法(案) (第3回部会資料 6配慮書の周知方法(案) 再掲)

事業者が行う周知

条例

定す

る

◎図書の内容の周知

列 周知方法

- 事務所等における図書の閲覧 (義務)
- ■次のうち適切な方法による周知に努めなければならない。
 - ① 概要を平易に記載した印刷物の配布
 - ② 日刊新聞紙への掲載等
 - ③ その他適切な方法

周知範囲

事業実施想定区域とその周辺の住民 周知時期

■ 縦覧期間内

◎説明会の開催

■配慮書の内容に関する説明会の開催に 努めなければならない。

※説明会を開催する場合の開催日時、場所、周知方法等については、準備書説明会に準じて決定する。

2 第3回部会における意見の要旨

説明会の義務化への意見

- ▶ 公表されている資料だけでは内容がわからず、質問したい場合がある。
- ▶ 配慮書の時点で説明会をした方が、事業者、市民双方の環境意識は高まると考える。
- ▶ 手続きの一番入口の段階であり、地域住民や環境に関心のある方たちの意見を聴きながら手続きを進めるという趣旨でも、説明会、対面型の場があった方が、その後の住民参加が活発になる可能性があるので望ましい。
- ▶ ゼロ・オプションを示して説明会をやることが理想的。
- ▶ 説明会を開催することが、市民の意見を事業計画に反映するという法の趣旨に積極的に資する方向に行くと考えられる。

説明会の努力規定への意見

- ▶ 説明会は、方法書段階のある程度まとまった段階ですればいいのではないか。説明会をやらなくても、配慮書手続きを作って市民や市長の意見を聴くことで、かなり進んだ形になると思う。
- ▶ 説明会をしなければ意見が言えないということではなく、意見を聴く場はある。ある程度地域に関わる話が固まった方法書と準備書段階で説明会は実施されるため、配慮書でやるに越したことはないが、義務化はどうかと思う。

3 改正法における考え方

・ 改正法において規定されている配慮書手続きのうち、配慮書の公表、一般の意見の聴取については、「配慮書及び要約した書類を公表しなければならない(第三条の四)」、「一般の環境の保全の見地からの意見を求めるように努めなければならない(第三条の七)」とされている。

4 他の自治体での周知方法

- 自治体の多くは、説明会に限らず、広報誌への掲載、インターネットの活用等、様々な方法を認めている。
- ・ 周知のための手段として、説明会の開催を義務化している自治体は東京都である。

表 SEAに関する条例等における周知方法に関する規定の概要

(第3回部会参考資料2 表9再掲)

埼玉県 次の方法のうち、複数の方法を選択する。 ・パンフレット又は概要版の作成 ・県のホームページへの掲載 ・報道機関(テレビ、ラジオ等を含む。)への発表 ・県又は関係市町村の広報紙への掲載 ・説明会の開催 ・シンポジウム、ワークショップの開催 ・説明ブースの設置 ・その他知事が適切と認める方法
・パンフレット又は概要版の作成 ・県のホームページへの掲載 ・報道機関(テレビ、ラジオ等を含む。)への発表 ・県又は関係市町村の広報紙への掲載 ・説明会の開催 ・シンポジウム、ワークショップの開催 ・説明ブースの設置
・県のホームページへの掲載 ・報道機関(テレビ、ラジオ等を含む。)への発表 ・県又は関係市町村の広報紙への掲載 ・説明会の開催 ・シンポジウム、ワークショップの開催 ・説明ブースの設置
・報道機関(テレビ、ラジオ等を含む。)への発表 ・県又は関係市町村の広報紙への掲載 ・説明会の開催 ・シンポジウム、ワークショップの開催 ・説明ブースの設置
・県又は関係市町村の広報紙への掲載・説明会の開催・シンポジウム、ワークショップの開催・説明ブースの設置
・説明会の開催・シンポジウム、ワークショップの開催・説明ブースの設置
・シンポジウム、ワークショップの開催・説明ブースの設置
・説明ブースの設置
,
・その他知事が適切と認める方法
千葉県 次の方法のうち一以上の方法により行う。
・パンフレット又は検討書の概要書の作成、配布
・検討書又はその概要の県のホームページへの掲載
・検討書の概要の県又は関係市町村の広報紙への掲載
・説明会の開催
・その他県民への周知の方法として適切と認められる方法
東京都説明会の開催
環境配慮書の要旨を記載した書類の配布
その他の必要な措置
横浜市 (・市による周知 (インターネットその他の方法))
京都市 説明会の開催
その他必要な措置(インターネットの利用、市の広報紙への掲載、印
刷物の配布等)
広島市 ・説明会の開催、広報誌での情報提供、関連施設での掲示等手法を適
切に組み合わせて実施
・市による公告・縦覧、公聴会の開催(要望が出された場合)

5 考え方

配慮書の説明会については、「努めること」とする。

- ▶ 配慮書制度は、計画段階として複数案を提示するなど、事業計画がおおむね固まっている方法書段階以降とは位置づけが異なる。
- ▶ 配慮書は方法書以降の手続きと異なり、図書の内容についても柔軟な制度である。一様に説明会を義務付けることにより、制度の柔軟性を損なう恐れがあり、 事業者が、提案する複数案の内容等を勘案して適切に周知を行うことが望ましい。